

遠野市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遠野市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年遠野市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(課税免除の申請)

第3条 条例第4条の申請（以下「申請」という。）は、遠野市過疎地域における課税免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請を行う者（以下「申請者」という。）に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の決算に関する書類の写し
- (2) 申請を行う土地、家屋及び償却資産の取得に係る契約書その他の特別償却設備の取得等の価格が確認できる書類の写し
- (3) 土地及び家屋の取得に係る申請にあつては、当該土地及び家屋の不動産登記事項証明書の写し並びに当該家屋の建設に係る工事請負契約書の写し
- (4) 償却資産の取得に係る申請にあつては、当該償却資産が記載された償却資産申告書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者は、申請書を、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得等の日の属する年の翌年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定及び通知)

第4条 市長は、申請書の提出があつた場合は、その申請の内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、遠野市過疎地域における課税免除決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。